

春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書

春日井市長（以下「市長」という。）と愛知県春日井警察署長（以下「警察署長」という。）は、春日井市が行う契約等から暴力団の排除を徹底するため、相互の連絡協議体制の確立に関し、次のとおり合意する。

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 春日井市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買い入れ、役務の提供等の調達契約、公有財産の売り払い契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の指定管理者の指定をいう。
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (7) 排除措置 第4項第1号の排除要請に基づき、競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置、公の施設の指定管理者の指定において指定しない措置等をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 情報交換

- (1) 市長は、契約等の相手方となり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察署長に対し、文書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察署長は、前号の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに文書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察署長は、第1号の照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めるときは、市長に対し、速やかに文書（様式第3号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請及び措置結果の通知

- (1) 警察署長は、排除措置対象法人等に該当すると認める前項第2号の回答又は前項第3号の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。
- (2) 市長は、前号の排除要請に係る措置結果を、警察署長に対し、文書（様式第4号）により通知するものとする。

5 排除措置の決定

前項第1号の排除要請に係る法人等については、春日井市入札業者審査委員会（指定管理者の指定に係るものにあつては所管課）において審議の上、排除措置を決定するものとする。

6 契約等に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長は、契約等の相手方となる法人等から、当該契約等の履行に関し、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた旨の報告があつた場合は、警察へ被害届を提出するよう指導するものとする。

7 支援・協力体制

- (1) 市長は、この合意書に基づく措置の相手方となる法人等からの妨害等が

予想されるときは、警察署長に対し、警察官の出動を要請することができるものとする。

(2) 警察署長は、市長がこの合意書に基づく措置の決定に際し、又は措置を実施後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものとする。

8 その他

(1) この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

(2) この合意書は、平成 20 年 4 月 1 日から効力を発する。

(3) 平成 6 年 12 月 26 日付、「春日井市の発注工事等からの暴力団等の排除に関する連絡協調体制についての合意書」は、平成 20 年 3 月 31 日限り廃止する。

上記事項の合意の証として本書 2 通を作成し、当事者各 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 3 月 13 日

春日井市長 伊藤 太

愛知県春日井警察署長 粥川 敏幸